

主要なご意見等の概要及びそれに対する金融庁の考え方

(凡例)

法:金融商品取引法

大量保有府令:株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

問	ご意見等の概要	金融庁の考え方
1	<p>投資者に対する情報開示という観点からは、任意に提出することを認めるべきである。</p> <p>特に、株券等保有割合が5%以下となった場合には、任意に変更報告書を提出し、事後、変更報告書を提出する必要がないものとする取扱いを認めるべきである。</p>	<p>ご指摘のように、投資者に対する情報開示に資する面もあると考えられますが、他方で、同一の事象が生じた場合に、変更報告書が提出される場合とされない場合が並存すると、当該事象の発生の有無について、投資者に誤解を生じさせるおそれもあるため、一概に望ましいことであるとも言えないと考えられます。</p> <p>また、変更報告書を提出することにより、事後、変更報告書を提出する必要がなくなる場合の要件は法令上規定されているものであるため(法第27条の25第1項ただし書、大量保有府令第9条)、当該要件に該当しないにもかかわらず、任意に変更報告書を提出したことをもって、事後、変更報告書を提出する必要がないものとするは適当ではないと考えられます。</p>
5	<p>借入金を返済した場合、「取得資金の内訳」を「自己資金額」に変更することを認めるべきである。</p>	<p>「保有株券等の取得資金」欄は、「株券等を取得する際に要した資金」を記載するものであるため(大量保有府令第1号様式記載上の注意(15)a)、借入金を返済した場合であっても、借入金として記載すべきであると考えられます。</p> <p>また、借入金を返済した場合に、そのような変更が行われる場合と行われなかった場合が並存すると、借入金の返済の有無について、投資者に誤解を生じさせるおそれもあるため、適当ではないと考えられます。</p>
11	<p>売買契約にクロージングの前提条件が付されている場合、条件の成就までは大量保有報告書の提出は不要とすべきである。</p>	<p>当該契約の具体的内容に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、いわゆるクロージングの前提条件が停止条件ではなく、引渡請求権自体は発生していると解される場合も多いと考えられます。また、停止条件であると解される場合であっても、原則として当該停止条件が成就すると考えられる場合が多いと考えられます。</p> <p>以上から、大量保有報告規制上は、引渡請求権が発生していると認められる場合が多いものと考えられます。</p>
12	<p>取引先持株会については、団体としての性質に関わらず、持株会の個々の会員を保有者として提出することとすべきである。</p>	<p>組合及び社団等の場合には、株券等を所有し、又は法第27条の23第3項各号に規定する者に該当する業務執行組合員等を「保有者」(法第27条の23第3項)として提出する必要があるとされているため(大量保有府令第1号様式記載上の注意(9)a)、これに従って提出する必要がある</p>

		と考えられます。
14	株券等を原資産としたデリバティブ取引のロングポジションが大量保有報告規制の対象となるのは、現物の株券等の引渡請求権を有する場合や、議決権を有する場合に限られるべきである。	<p>大量保有報告制度上、自己又は他人の名義をもって株券等を所有する者は保有者であるとされるところ(法第 27 条の 23 第3項)、「他人の名義」で所有するとは、計算の帰属は本人にありながら、他人の名義にして実質的に所有する場合をいふと考えられます。</p> <p>そして、ここにいう「計算の帰属」とは、損益の帰属を意味すると考えられるため、配当等の支払いを含め、原資産である株券等を保有する場合と同様の経済的利益及び損失が帰属する場合にはこれに該当すると考えられます。</p> <p>もっとも、「所有」という概念のそもそもの性質から、「実質的に所有している」といえるのは、単に損益が帰属しているだけではなく、例えば、本文に記載したような事情が認められる場合であると考えられます。</p> <p>なお、大量保有報告制度は、①会社の支配権を変更したり経営に影響を及ぼす可能性を示す情報とともに、②市場における需給に関する情報を開示することを趣旨とするものであり、議決権の所在のみが開示の対象となるわけではありませんので(法第 27 条の 23 第3項第2号参照)、議決権を有する場合に限定することは適当ではないと考えられます。</p>
他	新たにこのQ&Aにおいて解釈が示された事項について、当該解釈に従って、過去に提出された大量保有報告書等を訂正する必要があるか。	<p>これまで金融庁の見解が明確でなかったものについて、このQ&Aの公表のみを理由として、過去に提出された大量保有報告書等の訂正報告書を提出することは、必ずしも必要ではないと考えられます。</p>